

函南町立地適正化計画の改定方針

函南町立地適正化計画を、下記の①～③の方針に基づき改定します。

① 防災指針の追加

法改正により新たに位置づけられた「防災指針」を追加します。(表中：**赤字部分**)

現行計画の構成	改定計画の構成
序章 はじめに	序章 はじめに
1 策定の背景と目的	1 策定の背景と目的
2 立地適正化計画の概要	2 立地適正化計画の概要
2-1 立地適正化計画とは	2-1 立地適正化計画とは
2-2 本町における立地適正化計画策定の意義	2-2 本町における立地適正化計画策定の意義
2-3 立地適正化計画に定める事項	2-3 立地適正化計画に定める事項
3 函南町における立地適正化計画について	3 函南町における立地適正化計画について
3-1 計画対象区域	3-1 計画対象区域
3-2 目標年次	3-2 目標年次
3-3 計画の位置づけ	3-3 計画の位置づけ
第1章 函南町の概況・将来動向	第1章 函南町の概況・将来動向
1 都市の現状	1 都市の現状
1-1 人口減少・少子高齢化の実態	1-1 人口減少・少子高齢化の実態
1-2 公共交通網の実態	1-2 公共交通網の実態
1-3 洪水浸水被害想定の実態	1-3 洪水浸水被害想定の実態
2 都市構造評価	2 都市構造評価
第2章 まちづくりの方針	第2章 まちづくりの方針
1 まちづくりの方向性	1 まちづくりの方向性
1-1 上位関連計画	1-1 上位関連計画
1-2 目指すべき都市像	1-2 目指すべき都市像
2 立地適正化計画の方針	2 立地適正化計画の方針
3 都市の骨格構造	3 都市の骨格構造
第3章 誘導区域及び誘導施設	第3章 誘導区域及び誘導施設
1 誘導区域設定の考え方	1 誘導区域設定の考え方
1-1 区域設定方針	1-1 区域設定方針
2 居住誘導区域設定の考え方	2 居住誘導区域設定の考え方
2-1 基本的な考え方(国土交通省が示す考え方)	2-1 基本的な考え方(国土交通省が示す考え方)
2-2 本町における居住誘導区域設定の方針	2-2 本町における居住誘導区域設定の方針
2-3 本町における居住誘導区域の設定	2-3 本町における居住誘導区域の設定
2-4 浸水被害が想定される居住誘導区域の考え方	2-4 浸水被害が想定される居住誘導区域の考え方
3 都市機能誘導区域設定の考え方	3 都市機能誘導区域設定の考え方
3-1 基本的な考え方(国土交通省が示す考え方)	3-1 基本的な考え方(国土交通省が示す考え方)
3-2 本町における都市機能誘導区域設定の方針	3-2 本町における都市機能誘導区域設定の方針
3-3 本町における都市機能誘導区域の設定	3-3 本町における都市機能誘導区域の設定
3-4 都市機能誘導施設の設定	3-4 都市機能誘導施設の設定
4 公共交通軸	4 公共交通軸
4-1 基本的な考え方	4-1 基本的な考え方
4-2 公共交通軸の設定	4-2 公共交通軸の設定
第4章 実現化方策	第4章 実現化方策
1 居住の誘導施策	1 居住の誘導施策
1-1 居住の誘導に関する基本的な考え方	1-1 居住の誘導に関する基本的な考え方
1-2 誘導施策	1-2 誘導施策
2 都市機能の誘導施策	2 都市機能の誘導施策
2-1 都市機能の誘導に関する基本的な考え方	2-1 都市機能の誘導に関する基本的な考え方
2-2 誘導施策	2-2 誘導施策

<p>3 届出制度の運用</p> <p>3-1 都市機能誘導区域内外に係る届出制度</p> <p>3-2 居住誘導区域に係る届出制度</p> <p>第5章 目標値</p> <p>1 目標値の設定(計画内容の必要性・妥当性を判断する目標値)</p> <p>1-1 居住に関する目標</p> <p>1-2 都市機能に関する目標</p> <p>1-3 公共交通に関する目標</p> <p>2 目標値の設定(誘導区域内における安全性の確保に向けた目標値)</p> <p>2-1 防災に関する目標</p> <p>3 評価・見直しの方針</p>	<p>3 届出制度の運用</p> <p>3-1 都市機能誘導区域内外に係る届出制度</p> <p>3-2 居住誘導区域に係る届出制度</p> <p>第5章 防災指針</p> <p>1 防災指針の基本方針</p> <p>2 本町の災害リスクの把握</p> <p>3 災害危険度の把握</p> <p>4 防災に関する取組みと課題の整理</p> <p>5 防災まちづくりに向けた将来像と対応方針</p> <p>6 具体的な取組みと実施プログラム</p> <p>7 取組み目標</p> <p>第6章 目標値</p> <p>1 目標値の設定(計画内容の必要性・妥当性を判断する目標値)</p> <p>1-1 居住に関する目標</p> <p>1-2 都市機能に関する目標</p> <p>1-3 公共交通に関する目標</p> <p>2 目標値の設定(誘導区域内における安全性の確保に向けた目標値)</p> <p>2-1 防災に関する目標 (理由:防災指針の「7 取組み目標」に、防災に関する目標値を集約するため)</p> <p>2 評価・見直しの方針</p>
--	--

② 居住誘導区域（都市機能誘導区域）の見直し（表中：青文字部分）

現行計画策定以後に、更新された災害ハザード情報により、居住誘導区域の設定について見直しを行います。

（更新された災害ハザード情報）

1) 土砂災害（特別）警戒区域（区域の追加）

●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）…法律上含まない区域

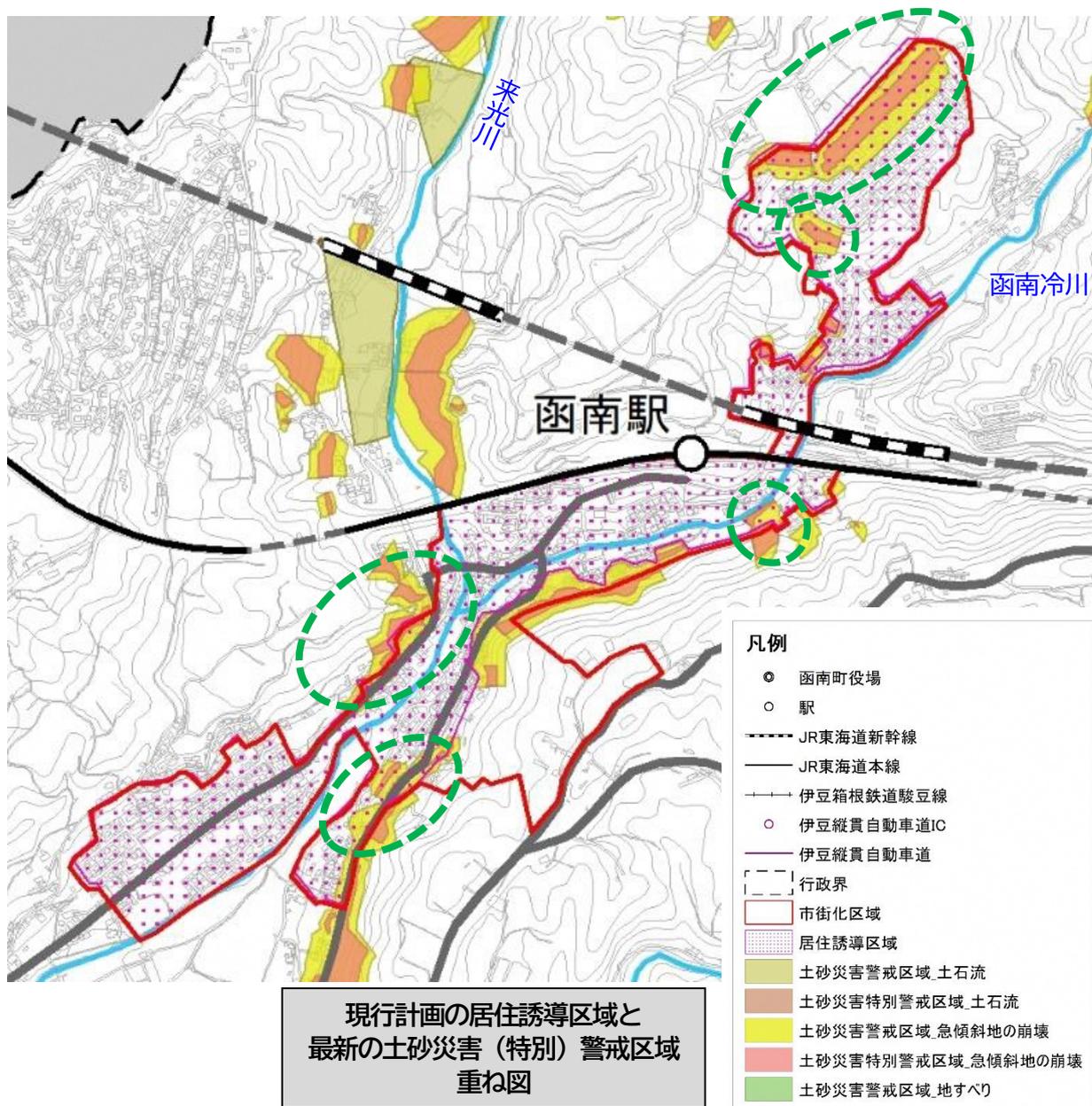
→ 追加区域を「居住誘導区域」から除外（本計画における各種図面の修正）

●土砂災害警戒区域（イエローゾーン）…適当でないと判断の上含まない区域

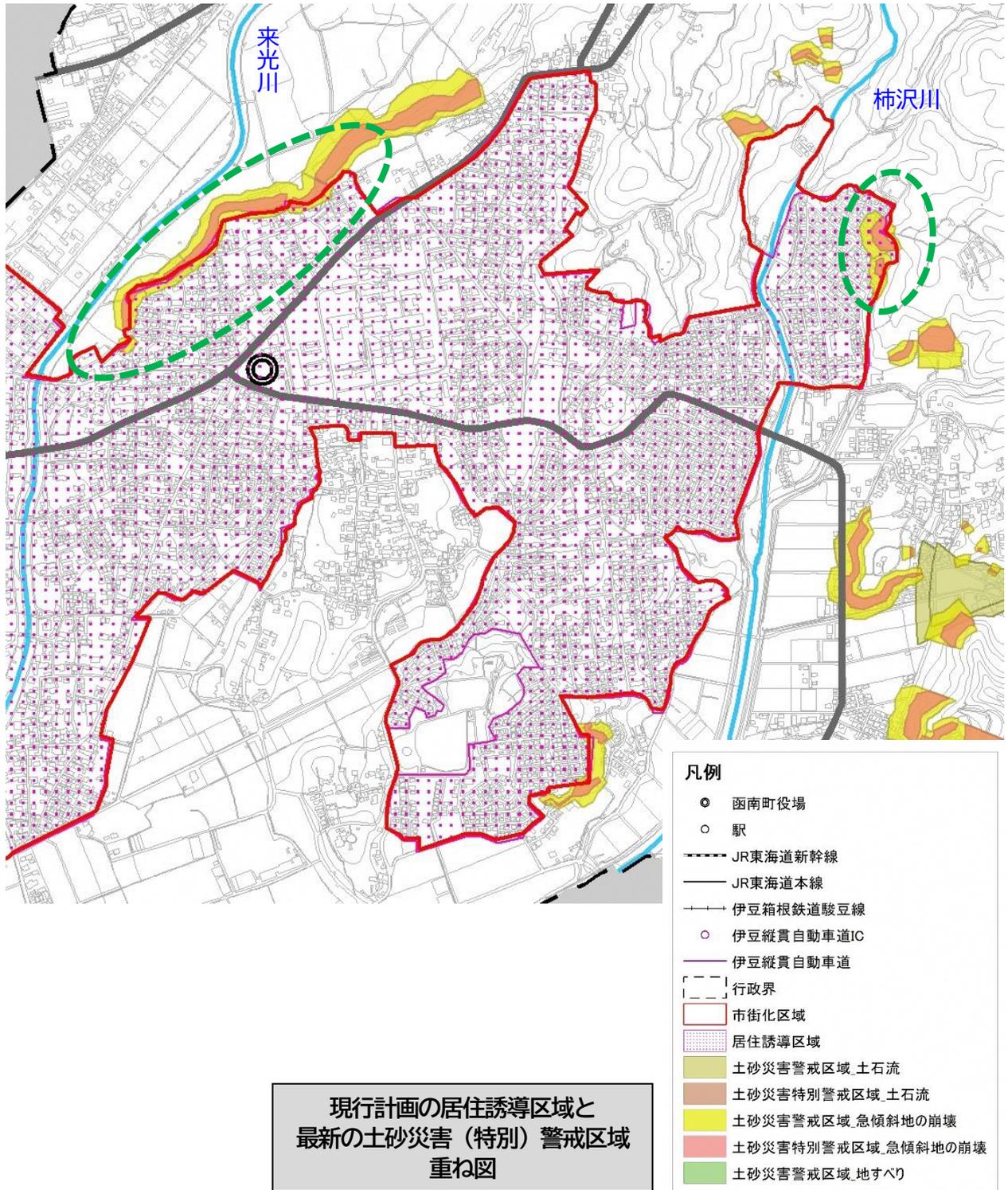
→ 追加区域を「居住誘導区域」から除外

（本計画では、区域に含まないこととしており、追加区域を除外する。）

【追加箇所①：函南駅周辺】



【追加箇所②：函南町役場周辺】

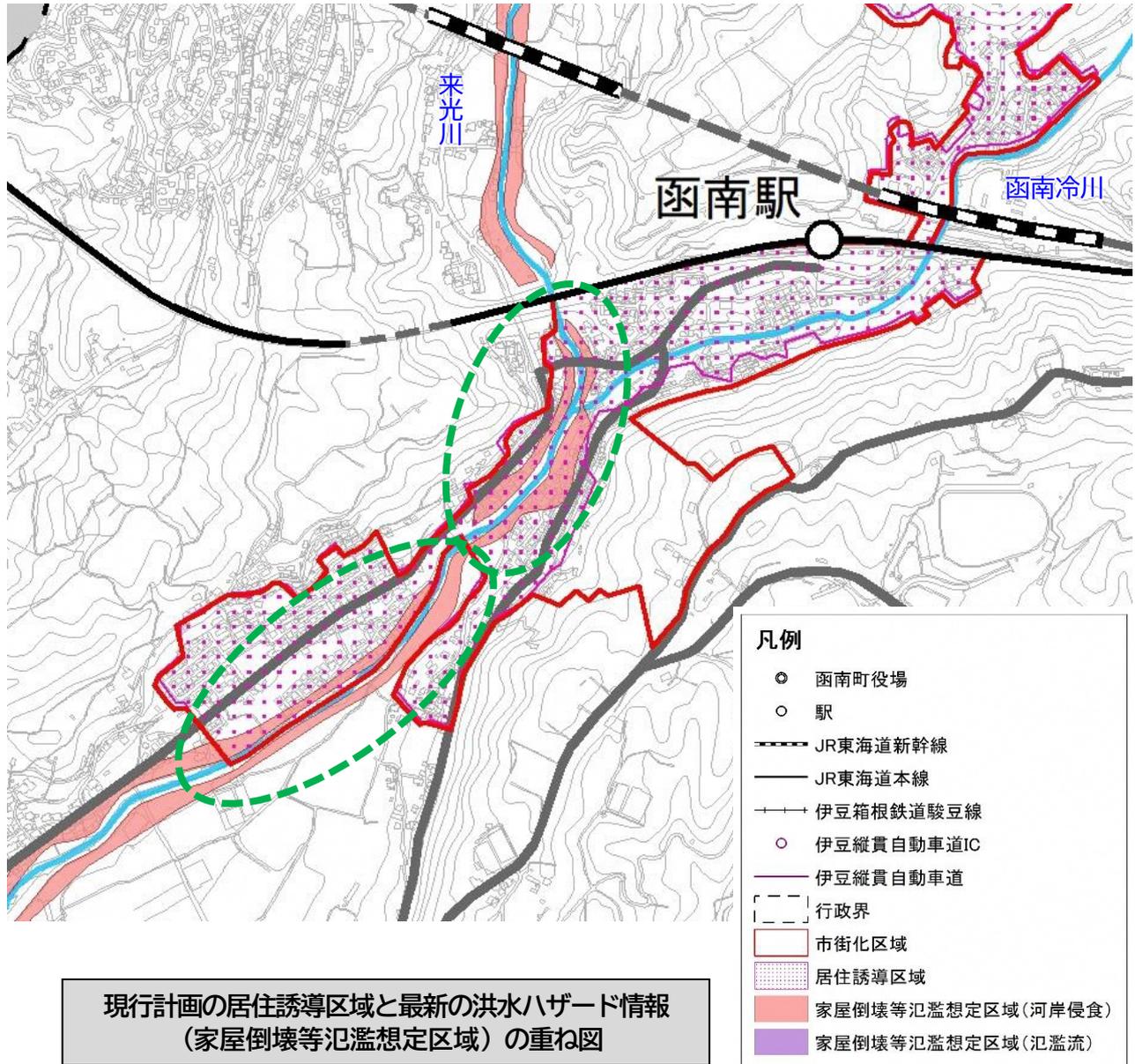


2) 洪水浸水想定区域（県管理区間の公表（H31.3.29 公表））

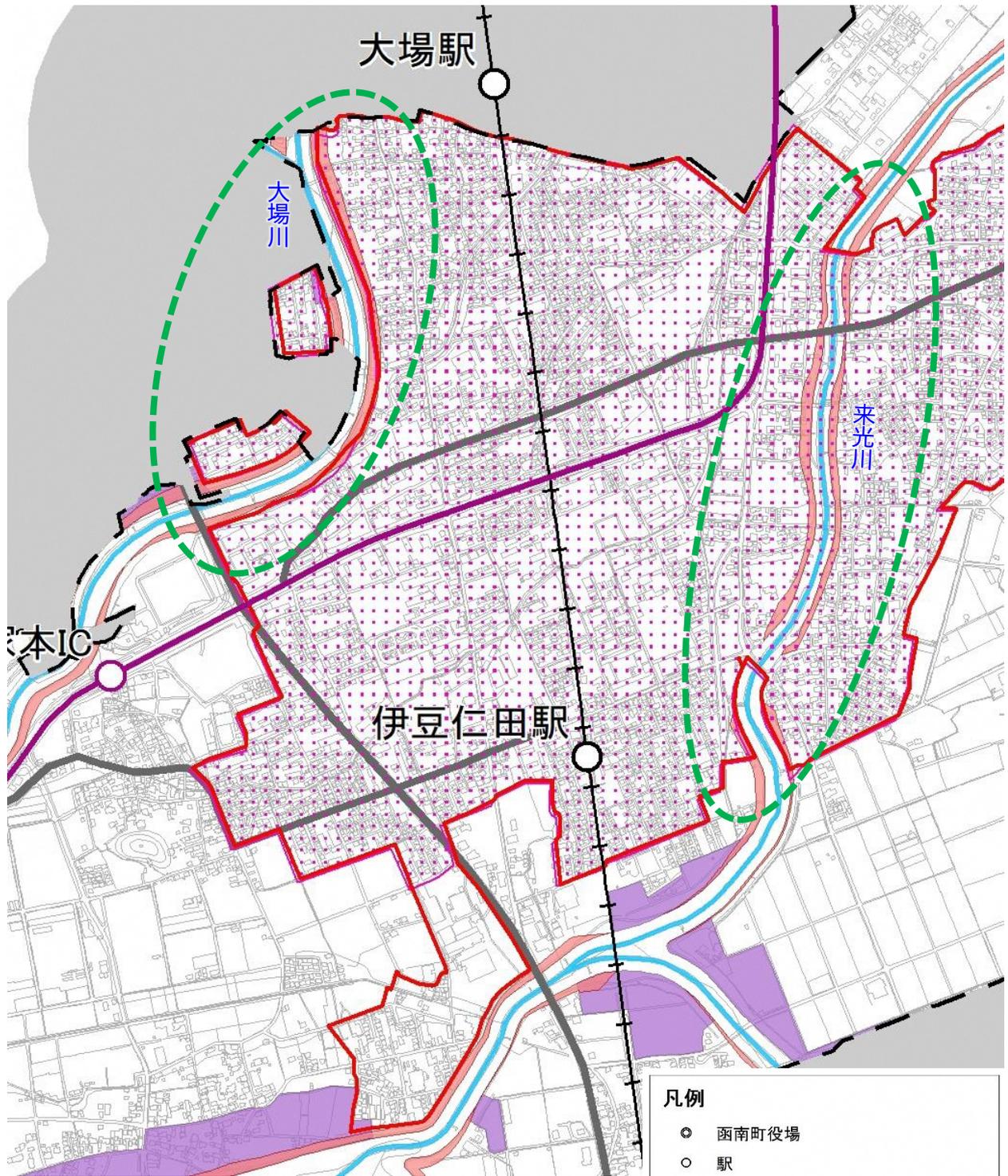
… 誘導区域内に「家屋倒壊等氾濫想定区域」が指定

→ 「家屋倒壊等氾濫想定区域」について、「居住誘導区域」から除外

【家屋倒壊等氾濫想定区域の指定箇所①：函南駅周辺】



【家屋倒壊等氾濫想定区域の指定箇所②：熱函道路周辺】

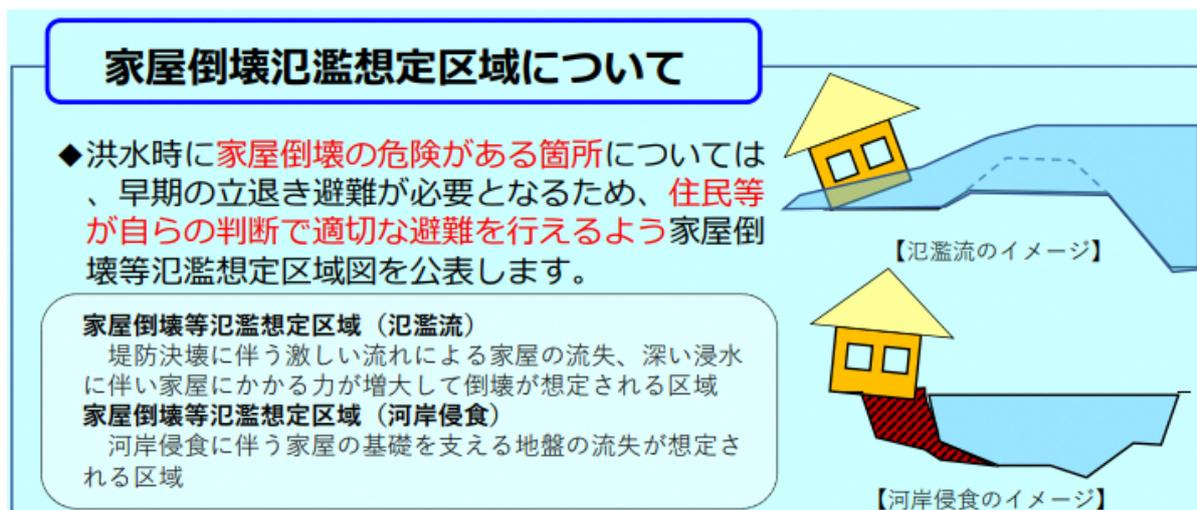


現行計画の居住誘導区域と最新の洪水ハザード情報
(家屋倒壊等氾濫想定区域) の重ね図

- 凡例
- ◎ 函南町役場
 - 駅
 - JR東海道新幹線
 - JR東海道本線
 - + + + 伊豆箱根鉄道駿豆線
 - 伊豆縦貫自動車道IC
 - 伊豆縦貫自動車道
 - - - 行政界
 - 市街化区域
 - 居住誘導区域
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

(参考) 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸浸食)

洪水時の氾濫流もしくは河岸侵食により、家屋が流出・倒壊するおそれがある範囲



出典：静岡県公式ホームページ (河川防災局)

③その他、経年の変化に伴う更新、見直しの検討 (表中：緑文字部分)

現行計画策定から経年による現状データの更新や中間評価結果を踏まえ、見直しを検討します。

- ・「第1章 函南町の概況・将来動向」における函南町の現状データ (人口、土地利用等) の更新
- ・「第3章 誘導区域及び誘導施設」におけるデータの更新
 - － 「都市機能誘導施設」の更新
 - － 「4 公共交通軸」の更新(地域公共交通計画の策定を反映)
- ・「第4章 実現化方策」の見直しの検討
 - － 最新の制度等を踏まえた誘導施策の検討
- ・「第6章 目標値」の見直しの検討
 - － 目標の中間評価と目標値の見直し等の検討

(参考) 居住誘導区域の設定

都市計画運用指針			
居住誘導区域の設定	① 考 え ら れ る 区 域	ア	都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
		イ	都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
		ウ	合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
	② 含 ま な い 区 域	ア	市街化調整区域
		イ	建築基準法に規定する災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域
		ウ	農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は農地法の農地若しくは採草放牧地の区域
		エ	自然公園法の特別地域、 森林法の保安林の区域、 自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は特別地区、 森林法の保安林予定森林の区域、 森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区
		オ	地すべり防止区域
		カ	急傾斜地崩壊危険区域
		キ	土砂災害特別警戒区域 ①
	ク	浸水被害防止区域	
	③ こ と と す べ き 区 域	ア	津波災害特別警戒区域
		イ	災害危険区域
	④ 判 断 の 上 含 ま な い 区 域	ア	土砂災害警戒区域 ①
		イ	津波災害警戒区域
		ウ	浸水想定区域 ②
		エ	④ア・イほか調査結果等により判明した災害の発生の恐れのある区域
	⑤ 行 う こ い は 望 ま し い 区 域	ア	法令により住宅の建築が制限されている区域（工業専用地域・流通業務地区等）
		イ	条例により住宅の建築が制限されている区域（特別用途地区・地区計画等のうち、条例による制限区域）
		ウ	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
エ		工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	